

裁判員裁判 レポート

取るに足らない公訴棄却判決

当体会員

吉田 京子 (61期) ●Kyoko Yoshida



イラスト 高橋 尚子 (当体会員)

東京地方裁判所刑事11部（大善文男裁判長）は、被告人チェリック・リドバン君が成人であるとは認定できないとし、家庭裁判所送致を経ずにされた公訴提起の違法を認めてこれを棄却する判決をした（第1次刑事事件）。家庭裁判所で検察官送致決定を受けて改めて起訴された。当初の起訴にかかる公訴事実は全治2週間を要する皮下出血（いわゆるキスマーク）を傷害とする強制わいせつ致傷だったが、二度目の起訴では同じ強制わいせつ致傷事件について傷害は全治10日のものであるとされた。

弁護人は強制わいせつの事実を争ったほか、本件のキスマークは傷害に当たらないと主張したがいずれも退けられた。東京地方裁判所刑事16部（島田一裁判長）は強制わいせつの事実と全治7日のキスマークを傷害として認め、執行猶予付の有罪判決をした（第2次刑事事件）。

リドバン君は控訴した。控訴審の審理はこれから行われる。

本稿では主に、第1次刑事事件における公判前整理手続の進行と公訴棄却の判決について報告し、これに伴ういくつかの問題点を指摘したい。

1 事件の概要

チェリック・リドバン君は日本人である義姉に連れられてトルコから日本へやって

きた。ケバブの移動販売を行う兄夫婦と暮らし、時々彼らの仕事を手伝った。事件の日は成人女性向けの同人誌販売イベントが行われていた東京ビッグサイトで兄の仕事を手伝っていた。その会場で知り合ったAさん（当時25歳の女性）に声をかけ、一緒に彼女の車まで行った。

リドバン君はその約1か月半後にAさんに対する強制わいせつを疑われて逮捕され、強制わいせつ致傷罪で起訴された。公訴事実は、リドバン君が車内でAさんに覆いかぶさってキスをし、後部座席に引きずり込み、馬乗りになって陰部に指を入れた、その際Aさんの首筋に全治2週間を要する皮下出血の傷害を負わせたというものだった。

起訴状にはリドバン君の人定事項として1993年5月生まれと記されていた。これによれば、彼は事件当時19歳、起訴時には20歳だったことになる。

2 第1次刑事事件

1 弁護人の主張

弁護人は、リドバン君本人と彼の両親から事情を聞き、次のような主張をした。

リドバン君は1994年11月生まれである。父はすぐには出生の届出をせず、リドバン君が小学校に入学するために必要があってようやく手続をした。その際、兄たちと一緒に早く小学校に通うことができるように

と実際の生年よりも1年半早い1993年5月生まれと申告した。トルコ国内での公的なIDカードやパスポートは全てこの申告に基づいたものである。

予定主張記載書には上記の事実を明示し、公訴事実については「争う」とだけ記載した。

2 検察官の主張

検察官の主張は「パスポートは正しい」ということに尽きていた。そしてその根拠として、在日本トルコ大使館職員の「トルコでの出生登録は厳格に行われている。生後数年経ってから届け出るとか、本来の生年月日と異なる日付で登録するなどということは決してできないしあり得ないことだ」という見解を紹介した。

3 公判前整理手続

第1回公判前整理手続の冒頭で裁判長は被告人質問を行うと宣言した。左陪席裁判官が「あなたが生まれた日はいつですか」と尋ねた。弁護人は「その質問はリドバン君の『公的な』生年月日を問うものと区別できない」と異議を述べた。質問の仕方こそ改められたものの、裁判官はリドバン君本人に「誕生日」を問う質問を続けた。

弁護人からの質問でリドバン君は、長年「1993年5月」をIDやパスポート上の生年月日として用いてきた；したがって裁判所での人定質問でも同様に「公的な生年月日」を答えた；しかし、本当に生まれた日はそれより遅い1994年11月と聞いている；具体的には子どもころ親族の集まりで年下のいとこと会った際、叔母から「あなたは本当はこの子よりも後に生まれたのよ」と聞き、その後家族から本当は1994年11月に生まれたのだと聞いた、と述べた。

裁判長は審理を急いだ。公訴事実に関する予定主張を早期に明らかにするよう求めた。弁護人は、被告人の年齢は前提問題であるから先にその点に関する証拠の収集と主張の補充を行いたいと説明し、公訴事実

に関する予定主張の明示時期は明言できないとした。裁判長は「だらだらしてるんじゃないよ！だらだらしてるじゃないか！」と怒鳴って早期の主張明示に固執した。

なお、この「だらだらするな」という発言に対し、弁護人は公判前整理手続調書への記載請求（刑事訴訟規則217条の14第2項）と異議申立をした。裁判長は第2回公判前整理手続で同発言を「撤回」した。

4 証拠収集

リドバン君の母は彼を自宅で出産していた。医師の手による出生証明はない。彼が生まれた日を示す最初の公的な記録は先述の父による申告だ。以後の公的資料は全てこの届出に基づいている。出生当時の写真もない。イスラム教徒である彼らには個人の誕生日を祝う習慣はないから誕生日会などの写真や記録もない。

弁護人は、トルコに暮らす両親や日本にいる家族らの協力を受けて次のような資料を収集することができた。両親とのやりとりには通訳人同席の上でスカイプ（インターネット電話サービス）を利用した。

なお、法歯学鑑定も検討したが、法歯学者によれば歯のみから厳密な年齢を特定することは難しいだろうとのことだった。

(1) 両親の話

リドバン君の両親、特にリドバン君の出生登録をしたという父の話を書面にして提出した。彼の話はこうだ。リドバン君が生まれるちょうど2年前に郊外からイスタンブールに転居した。郊外の村ではだれも結婚や出生を役所へ届け出ていなかった。イスタンブールで暮らすにはそれがあるということだったので、転居したころ結婚の届出をし、あわせて既に生まれていた6名の子の出生登録をした。誰の誕生日も覚えていなかったのも全てその場で思いついた日付で申告した。2年後にリドバン君が生まれたが出生の登録はしなかった。小学校へ通うためには登録が必要なので、そのために役所

に出向いた。早い日付で登録して彼が上の兄たちと一緒に早く学校へ行けるようにした。当時のトルコではこうしたことは黙認されていたし、現に多くの人が同じようなやり方をしていた。口頭で日付を言うだけでそのとおりに登録された。

(2) 写真

リドバン君の義姉から写真の提供を受けることができた。リドバン君がケーキと一緒に映る写真である。彼が来日した年の11月に、義姉がケーキをつくって誕生日を祝っていたのだ。兄と義姉の誕生日が11月ではないことを確認し、念のため彼らの誕生日を祝う写真も提供してもらった。全ての写真のExif情報を抽出した。Exifには写真の撮影日時が記録されている。リドバン君の写真はやはり11月に撮影されたものだった。

(3) トルコでの実情に関する資料

日本での出生登録とトルコでのそれとは全く異なる運用がされているという資料も集めた。在日本トルコ大使館の担当者に話を聞いたところ、「トルコでの出生登録は生後2か月以内にしないといけない。厳格に運用されている」という。しかし、トルコ人の集まるモスクなどのコミュニティでは、「20年前のトルコならそういうことはあった」という話を聞くことができた。インターネット上にも、トルコでの出生登録の実情についての話題がいくつもあった。これらの情報をできるかぎり証拠にした。

(4) 戸籍謄本

そして最後に、日本でいう「戸籍謄本」に当たる資料を入手した。裁判所に公務所照会を求めたが彼らは判断を留保していた。代わりに、トルコに住む家族やトルコで弁護士として働く日本人に連絡を重ねることでようやく入手することができた。そこには極めて重要な記載がいくつもあった。リドバン君の生年はたしかに1993年とされて

いたが、その登録はちょうど学齢期に当たる直前の1999年に行われていた。リドバン君より先に生まれた6人の兄弟は全て同じ日に出生登録がされていて、両親の結婚の日も同日とされていた。それは1992年11月、彼らがイスタンブールに転居したころのことだ。彼ら兄弟の誕生日は取ってつけたように「10の倍数」の日付ばかりが並んでいた。リドバン君の父のいうことは本当だった。

5 公訴棄却判決

逮捕から半年後、裁判所は公訴を棄却する判決をした。検察官は同日中に上訴権を放棄したが、成人としての勾留を解くことはなく、これを利用してリドバン君を家庭裁判所に送致した。弁護人は、成人被告人としての勾留を公訴棄却判決後も維持してこれを少年事件に利用することは許されないと主張して、東京地方裁判所に対する勾留取消請求をし、家庭裁判所には違法な身柄拘束に引き続く観護措置決定をしないよう求めたが、いずれも認められなかった。

3 その後

家庭裁判所での審判の詳細や第2次刑事事件の進行等は省略する。当初から捜査を担当していた川崎幸之介検察官は第2次刑事事件の起訴状でリドバン君を「生年月日不詳」であるとした。公判を担当した辻優也検察官は弁護人の提案に合意して、「リドバン君は1994年11月生まれであり、事件当時18歳、裁判時は20歳である」との書面に署名し、同書面が証拠として取り調べられた。

リドバン君は全治7日のキスマークを傷害とする強制わいせつ致傷罪で有罪とされ、執行猶予付の判決を受けた。控訴審の審理はこれから行われる。

4 終わりに

リドバン君は逮捕後の相当早い時期から実年齢を警察官・検察官に申告していた。取調べ状況を撮影したビデオの中で、川崎幸之介検察官はこうしたリドバン君の発言をあからさまに無視した。在日本トルコ大使館でオンライン管理している戸籍謄本を容易に取得できたのにこれを怠り、本国の家族への問い合わせすらしなかった。

最高裁から裁判員裁判の滞留を指摘されてその解消の矢面に立たされた大善文男裁判長は審理を急ぐあまり、被告人の主張を容れる余地はないとの予断に基づいて拙速な審理を強行した。しかもこの予断を「ただらするな」という表現で言外に示してすらいた。

当初の勾留の際には少年であることが全く考慮されておらず、少年を勾留する要件の具備も検討されていない。公訴棄却判決

により家裁送致を経ない再訴はできなくなったのであるから、被告人勾留はその目的を失って当然に失効する。公訴棄却判決前に弁護士はこれを検察官に指摘した。第1次刑事事件の公判及び少年事件を担当した大牧元検察官は弁護人の見解と同旨の文献があることを承知しながら身柄拘束を続けた。複数の裁判官がこの違法を看過した。

本件は決して画期的な判決ではない。目新しい判断は全くない。上で一部を紹介した資料からすれば、当然あるべき判決、取るに足らない公訴棄却判決である。むしろ、この判決までの半年もの間、少年であるリドバン君が全く無為に成人として身柄拘束されていたことこそ厳しい検証の対象とされねばならない。その原因は検察官の怠慢と裁判所の思いあがりにある。

「取るに足らない公訴棄却判決」が、法律家の慢心を戒めて正しい判決を導く一助になるよう願う。

■

最新刊 冤罪事件などから得た実践的弁護論

弁護士という生き方

日石・土田邸爆弾、東電OL事件から原発被災者支援まで
丸山輝久(第二東京弁護士会) 著 四六判/上製/560頁 本体価格2700円

新左翼活動家弁護から42年間、日石・土田邸爆弾事件、東電OL事件などの冤罪、耳かき店員殺人事件、原発被災者支援などを担当し、弁護士過疎化対策、ロースクール法曹教育に尽力した著者のリアルな事件帳に基づいた、弁護士を志す人々にとって重要な指針となるべき著作。



生活保護「改革」と生存権の保障

基準引下げ、法改正、生活困窮者自立支援法
吉永純(花園大学教授) 著 A5判/並製/272頁 本体価格2800円

ヘイトスピーチ表現の自由はどこまで認められるか

エリック・ライシユ 著 四六判/上製/352頁 本体価格2800円
明戸隆浩、池田和弘、河村賢、小宮友根、鶴見太郎、山本武秀 訳
豊富な事例からヘイトスピーチと対応策の世界的課題を掴み、自由と規制のあるべきバランスを探る。

同性愛と同性婚の政治学 ノーマルの虚像

アンドリュース・サリヴァン 著 四六判/上製/308頁 本体価格3000円
本山哲人、脇田玲子 監訳 板津木綿子、加藤健太 訳
米国を代表する政治評論家が4つの政治的立場から検討し、同性婚法制化の意義を問う。

同性愛をめぐる歴史と法 尊厳としてのセクシュアリティ

世界人権問題叢書94 三成美保 編著 四六判/上製/336頁 本体価格4000円

弁護士のワークライフバランス

ジェンター差から見たキャリア形成と家事・育児分担
中村真由美 編著 A5判/上製/240頁 本体価格3800円

日本の刑事裁判用語解説 英語ドイツ語フランス語スペイン語

ケントアンダーソン、ハラルド・バウム、奥田安弘 編 B5判/並製/148頁 本体価格8000円